

—“暮らしやすいまち 訪れたいまち 100ZERO^{ゼロ}のまち 益田”を目指して—



「益田市自転車ネットワーク計画」を策定しました！



«「益田市自転車ネットワーク計画」とは»

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって、手軽で便利な交通手段であり最も身近な乗り物です。また、CO2を排出しない環境に優しい乗り物でもあります。しかし、最近では歩道上で歩行者と自転車が接触する事故が増加するなど、さまざまな問題が発生しています。そのため、歩行者と自転車の安全性を確保することは、現在、社会的にとっても重要な課題となっています。

益田市では、令和2年に「益田市自転車活用推進計画」を策定し、「自転車によるまちづくり」を進めていますが、市街地での自転車通行空間の整備が進んでいないことが課題となっています。この計画では、歩行者と自転車の安全性を確保するため、アンケート調査やパブリックコメントの結果を踏まえ、国道や県道、市道を含めた広範な自転車ネットワークと自転車通行空間の整備方針を定めています。

計画期間：令和5年度から令和11年度までの7年間（最初の2カ年は準備期間）

«基本理念・基本方針»



基本理念

自転車も歩行者・自動車も 誰もが安全・快適に利用できる道路空間の創出



基本方針1 益田市の地域特性を踏まえた効果的な自転車ネットワークの形成

特に自転車需要の多い通学路や自転車がよく利用される施設・路線を中心に、事故の発生状況などを踏まえながら、自転車ネットワーク路線を選定します。

基本方針2 自転車と歩行者の安全性を両立した自転車通行空間の整備推進

自転車通行空間の整備を進めるとともに、自転車が車道を通行することで自動車との接触事故のリスクが高まる可能性のある区間などでは、自転車歩行者道も活用しながら歩行者・自転車の安全性を両立できる整備形態を検討します。

基本方針3 交通ルールの遵守・他者への配慮による安全で安心なまちづくり

自転車乗用時の交通ルールの徹底を図ることで歩行者の安全・安心を確保します。また、自動車ドライバーに対しても、自転車に配慮した運転の意識啓発を行い、道路を利用する全ての人が、他者に思いやりのある行動ができるような環境を醸成します。

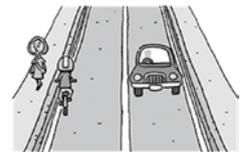


«自転車の交通ルール» 自転車安全利用五則が改定されました。

自転車安全利用五則

第一則 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先

- ・自転車は軽車両、自動車の仲間なので車道の左側を走るのが原則です！
- ・歩道は歩行者が優先です。車道寄りを徐行して、歩行者が多い際は降りて押し歩きましょう。



第二則 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ・信号や交通標識には自動車やバイクと同様に従わなければなりません！
- ・信号を守らないと、他の車両や歩行者と衝突し、交通事故の被害者にも加害者にもなる恐れがあります。一時停止標識では必ず止まって、左右の安全をしっかりと確認してから進行しましょう。



第三則 夜間はライトを点灯

- ・無灯火運転は危険です！
- ・ライトを点灯すると、前方の照射だけでなく、他の車両や歩行者に自転車の存在をアピールでき安全です。



第四則 飲酒運転は禁止

- ・酒気を帯びて運転することはできません。～飲んだら乗らない！車もバイクも、自転車も！～

第五則 ヘルメットを着用

- ・自転車利用者による死亡事故のうち、多くの方が頭部を損傷しています。
- ・令和5年道路交通法の改正により、全ての利用者がヘルメット着用にも努めなければなりません。



《計画の対象区域・優先的計画策定エリア》

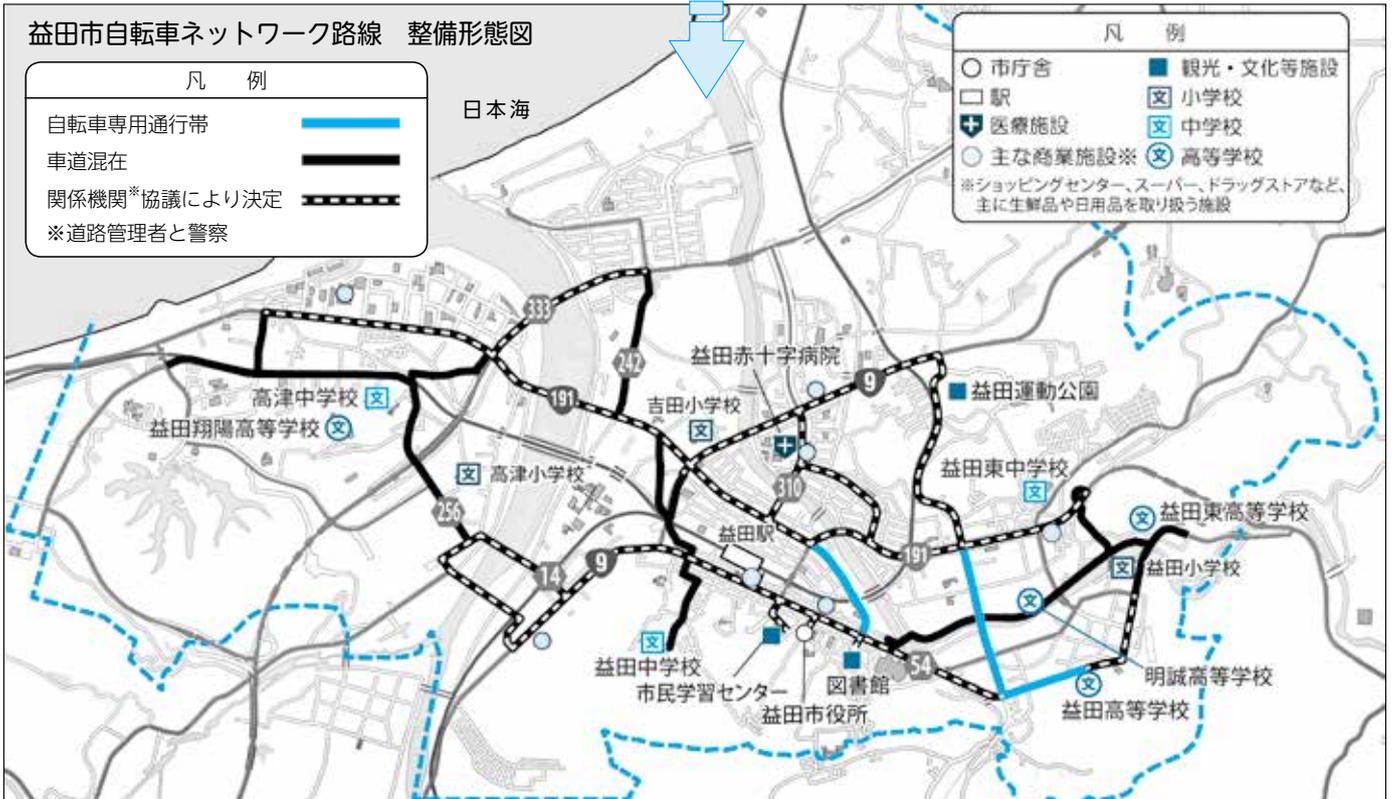
対象区域は益田市全域とします。

特に自転車交通量や自転車関連事故が多く、早期に安全性を確保すべき区域を優先的計画策定エリアとし、自転車ネットワーク路線を整備していきます。

《自転車ネットワーク路線選定の考え方》

優先的計画策定エリア内の国道、県道、市道を対象に以下の6つの観点で自転車ネットワーク路線を選定しました。

- ①市内の主要施設を結ぶ路線
- ②自転車関連事故が多発している路線
- ③自転車と自動車の接触事故の恐れのある路線
- ④中学校、高等学校の自転車通学で多く利用されている路線
- ⑤自転車の利用増加が見込まれる路線
- ⑥自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

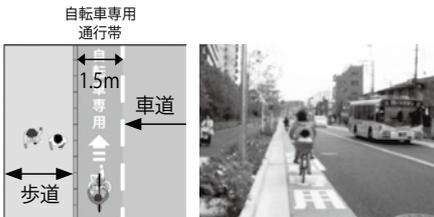


《整備イメージ》

該当路線を益田市の地域事情を考慮して、次の「自転車専用通行帯」「車道混在」「自歩道内安全対策」の3つの形態で整備をしていきます。

自転車専用通行帯

- 自転車の走行位置と進行方向を示す通行帯を整備する。
- 車道と自転車を視覚的に分離する。
- 幅員 1.5m 以上。
(やむを得ない場合 1.0m 以上)



車道混在

- 車道内に自転車の通行位置を矢羽根等で示し、自動車に注意喚起を促す。
- 幅員 1.0m 以上。
(交通状況に応じ 0.75m 以上)



自歩道内安全対策

- 歩道内での通行位置の分離や自転車の降車、徐行を促す表示等で歩行者の安全を確保する。



写真出典：国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/index.html>)

今年度からネットワーク路線を年次的に整備していきます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



出典：仙台市「自転車通行空間における法定外表示ガイドライン」

【問い合わせ先】市土木課 ☎ 31-0363